

妊婦のための支援給付

(堺市出産・子育て応援事業)

妊婦支援給付金を給付します

妊婦の産前産後期間における経済的負担の軽減のため

妊娠1回につき

妊娠したこども1人につき

5万円・5万円

(妊婦支援給付金(1回目))

(妊婦支援給付金(2回目))

相談支援について

妊婦等包括相談支援事業(伴走型相談支援)として、妊産婦の方が抱える様々な不安を解消するため、面談やアンケート等の相談支援や継続的な情報発信を実施します。妊婦のための支援給付と併せて、妊産婦の方等が安心して出産・子育てできるよう支援します。

支援の流れ

妊娠届出 (母子健康手帳交付)

妊娠届出時(母子健康手帳交付時)に、お住まいの区の保健センターにて、保健師等による面談を実施しています。
妊娠や出産のことについてお気軽にご相談ください。

妊婦支援給付金(1回目) (妊婦給付認定の申請)

妊娠された方は、妊婦給付認定の申請をしてください。
1回の妊娠につき5万円を給付します。
※多胎妊娠の場合も5万円の給付です。

妊娠8か月アンケート

堺市からアンケートを送付します。出産や育児について心配ごとがある方にはお住まいの区の保健センターの助産師等が必要なサポートと一緒に考え、利用できるサービスや情報をご案内させていただきます。

妊婦支援給付金(2回目) (妊娠したこどもの数の届出)

出産予定日の8週間前の日(流産・死産した時はその日)以降に、妊娠したこどもの数(胎児の数)の届出をしてください。
妊娠したこどもの数×5万円を給付します。

乳児家庭全戸訪問

こんにちは赤ちゃん訪問(地域の保育士等)か、新生児訪問(助産師・保健師)のどちらかの訪問があります。おおよそ生後4か月頃までにご自宅を訪問し、子育てに関する情報提供等を行います。

1. 給付対象

妊婦支援給付金(1回目)【妊婦給付認定の申請】

以下のすべてに当てはまる方

- 令和7年4月1日以降において国内に住所があり、かつ妊婦である(あった)方
(この制度では、「医療機関により胎児心拍」が確認できたことをもって妊婦給付認定にかかる「妊娠」と定義しますので、胎児心拍確認後にご申請ください)
- 申請時点で堺市に住民票住所がある方
- 他の自治体にて妊婦支援給付金(1回目)を受け取っていない方

妊婦支援給付金(2回目)【妊娠したこどもの数(胎児の数)の届出】

以下のすべてに当てはまる方

- 堺市にて妊婦給付認定を受け、出産予定日(令和7年4月1日以降)の8週間前の日(流産・死産した時はその日)に到達された方
- 届出時点で堺市に住民票住所がある方
- 他の自治体にて妊婦支援給付金(2回目)を受け取っていない方

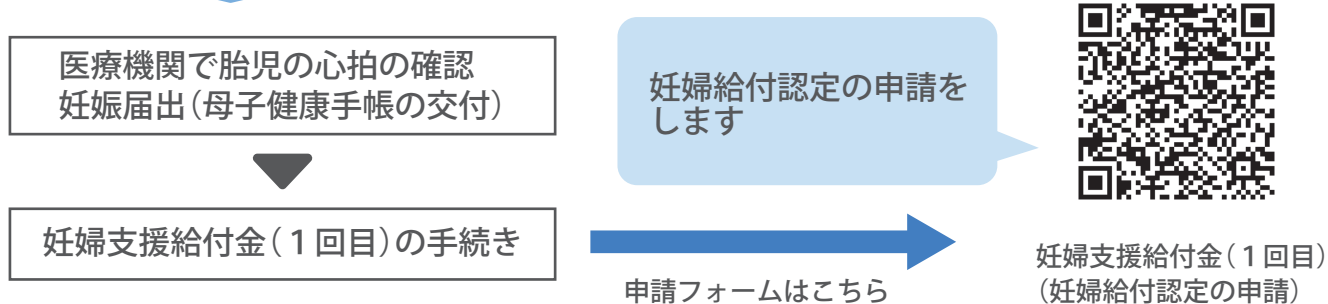
※他の自治体にて妊婦支援給付金(1回目)を受け取ってから堺市に転入された方や、「出産応援給付金(旧制度・1回目)」を受け取った方は、堺市にて改めて妊婦給付認定の申請を行い届出を行う必要があります。詳しくは、「2. 申請・届出の方法」のパターン②をご参照ください。

各給付金は、妊娠した方(妊婦給付認定を受けた方)ご本人に給付します。

2.申請・届出の方法

- 以下の手続きから当てはまるものを選び、堺市電子申請システムにて手続きをお願いいたします。
- 書面での申請を希望される方は、子ども育成課(TEL 072-228-7612)までお問い合わせいただくか、お住まいの区の保健センター・子育て支援課の窓口までお申し出ください。
- 令和7年4月1日以降、妊娠届出前に流産・死産・人工妊娠中絶された方で、妊婦支援給付金の受け取りを希望される方は、子ども育成課(TEL 072-228-7612)までお問い合わせください。

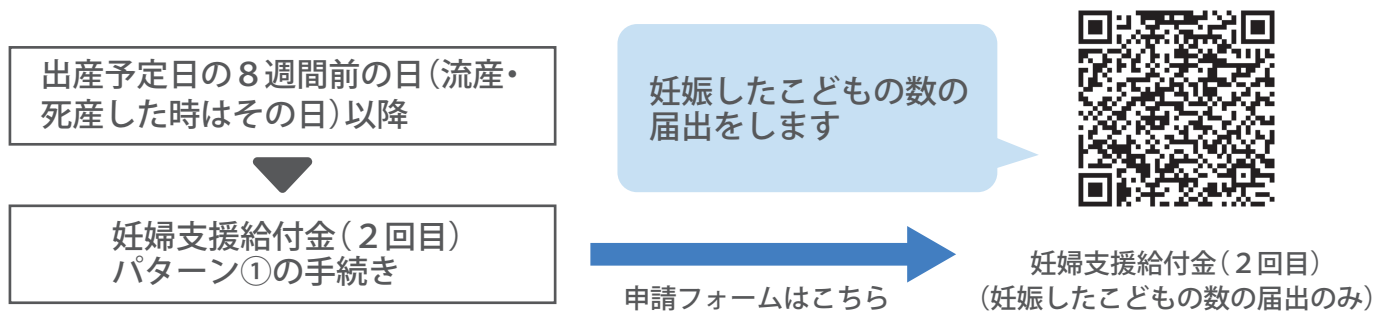
妊婦支援給付金(1回目)の手続きをしたい



妊婦支援給付金(2回目)の手続きをしたい

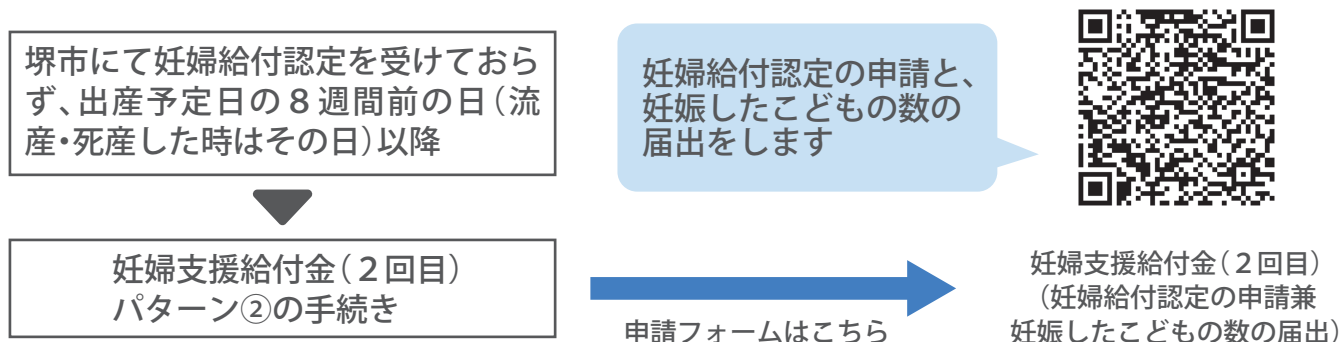
パターン①

- ・堺市在住で堺市にて妊婦支援給付金(1回目)を受け取った(妊婦給付認定を受けた)方
- ※堺市在住で堺市にて出産応援給付金(旧制度・1回目)を受け取った方は
パターン②の手続きを選択してください。



パターン②

- ・他の自治体にて妊婦支援給付金(1回目)等を受け取って堺市に転入されたり、堺市在住で堺市にて出産応援給付金(旧制度・1回目)を受け取った(妊婦給付認定を受けていない)方



3. 申請期限(時効)

各給付金には、申請期限(時効)がありますのでご注意ください。

妊婦支援給付金(1回目)

- ・産科医療機関等で妊娠が確定した日から2年間を経過した日の前日(2年間を経過する日)まで

妊婦支援給付金(2回目)

- ・出産予定日の8週間前の日(流産・死産した時はその日)から2年間を経過した日の前日(2年間を経過する日)まで

よくある質問

Q 堺市に住んでいますが、住民票が他の自治体にある場合は支給対象になりますか。

- A** 堺市で支給対象となるのは、申請又は届出時点で堺市に住民票がある方です。
ただし、DVを理由に避難している等、やむを得ない特別な事情がある場合は、堺市で支給対象となる場合があります。
特別な事情がなく、住民票が他の自治体にあり妊婦のための支援給付を受け取りたい場合は、住民票がある自治体にお問い合わせください。

Q 妊婦給付認定とは何ですか。

- A** 堺市が、申請者に対して、「妊婦のための支援給付を受ける資格を有する」と認定することです。堺市から妊婦支援給付金を受け取るためには、この認定を受ける必要があります。
初めて妊婦支援給付金の手続きをされる時点のご自身の状況によって手続きの方法が異なりますので、詳しくは「2.申請・届出の方法」をご参照ください。

Q 堺市に転入してきた場合、申請はどのように行えばよいですか。

- A** ●妊婦支援給付金(1回目)から受け取りたい場合
転入後、「2.申請・届出の方法」の妊婦支援給付金(1回目)から手続きを行ってください。
●妊婦支援給付金(2回目)から受け取りたい場合
転入後、出産予定日の8週間前の日(流産・死産した時はその日)以降に、「2.申請・届出の方法」の妊婦支援給付金(2回目)パターン②により手続きを行ってください。

※なお、他の自治体にて既に上記の妊婦支援給付金を受け取った場合は、堺市では給付できません。



ご相談（お住まいの区にお問い合わせください（月～金（祝日除く）9:00～17:30））

妊娠・出産後に関すること

- 堺保健センター 堺区南瓦町3-1（堺区役所内）
TEL 072-238-0123 FAX 072-227-1593
- 中保健センター 中区深井沢町2470-7（中区役所内）
TEL 072-270-8100 FAX 072-270-8104
- 東保健センター 東区日置荘原寺町195-1（東区役所内）
TEL 072-287-8120 FAX 072-287-8130
- 西保健センター 西区鳳東町6-600（西区役所内）
TEL 072-271-2012 FAX 072-273-3646
- 南保健センター 南区桃山台1-1-1（南区役所内）
TEL 072-293-1222 FAX 072-296-2822
- 北保健センター 北区新金岡町5-1-4（北区役所内）
TEL 072-258-6600 FAX 072-258-6614
- 美原保健センター 美原区黒山782-11
TEL 072-362-8681 FAX 072-362-8676

子育てに関すること

- 堺区役所 子育て支援課 堺区南瓦町3-1
TEL 072-228-7023 FAX 072-222-4801
- 中区役所 子育て支援課 中区深井沢町2470-7
TEL 072-270-0550 FAX 072-270-8196
- 東区役所 子育て支援課 東区日置荘原寺町195-1
TEL 072-287-8198 FAX 072-286-6500
- 西区役所 子育て支援課 西区鳳東町6-600
TEL 072-343-5020 FAX 072-343-5025
- 南区役所 子育て支援課 南区桃山台1-1-1
TEL 072-290-1744 FAX 072-296-2822
- 北区役所 子育て支援課 北区新金岡町5-1-4
TEL 072-251-1512 FAX 072-258-6883
- 美原区役所 子育て支援課 美原区黒山167-1
TEL 072-341-6411 FAX 072-341-0611

親子さかすくナビ

堺市では、子育てに便利な機能を備えたスマートフォン用アプリを提供しています。
アプリは下の二次元コードからダウンロードできます。
※ダウンロードは無料、通信料は自己負担です。



妊婦教室

妊娠中の過ごし方・お産の準備、妊娠中の栄養やお口の健康などについての教室を実施しています。歯科検診も併せて実施しています。パパも参加できます。
詳細はお住まいの区の保健センターへご確認ください。

パパの育児教室

はじめてパパになる方を対象にした教室で、沐浴体験や子育てのポイントなどを学びます。



子育てひろば

子育て情報の発信・子育てに関する相談・講座やイベントを実施しています。妊婦の方が参加できるイベントも実施しています。利用料は無料、開設時間は施設によって異なります。



みんなの子育てひろば



区役所子育てひろば



さかいっこひろば

育児支援ヘルパー（有料）

堺市内にお住まいで、妊娠中や出産後の心身の負担などにより家事や育児が困難に関わらず、家事や育児のお手伝いをしてくれる人がいない家庭などにヘルパーを派遣し、家事や育児のお手伝いをします。



産後ケア（有料）

助産師によるお母さんの心身のケアや育児のサポートを行います。宿泊型・デイサービス型は、産後、周囲に支援者がなく、子育てに困難を感じている方、訪問型は産後ケアを必要とする方が対象です。



グリーフケア

流産や死産、病気などで大切なお子さんを亡くされた悲しみは計り知れません。気持ちを一人で抱えこまず、お聞かせください。



妊婦のための支援給付（堺市出産・子育て応援事業）に関するお問い合わせ先

堺市 子ども育成課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 TEL 072-228-7612 FAX 072-228-8341

